

平成 24 年 2 月 29 日

各 位

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等業務に係る 成績評定制度の導入について

測量・建設コンサルタント等業者の適正な選定、履行能力の向上及び品質の確保を図るため、次のとおり、成績評定制度を導入し、平成 24 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用します。

なお、特に優秀な成績をもって履行されたもので、品質の確保及び受注者の技術力、履行能力の向上に寄与するとして、表彰するにふさわしいと認められる業務については表彰の対象とし、成績評定が一定の基準に達しないときは指名停止措置を行うものとします。

記

1 評定方法

大阪市業務委託成績評定要領等に基づき成績評定を行う。

要領等については、別紙のとおり

2 対象種目

「測量・建設コンサルタント等」

100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、

500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタント

(ただし、検査時の契約金額が 100 万円を超える業務に限る。)